

けやき総合法律事務所 ニュース

新年明けまして
おめでとうございます

弁護士法人 けやき総合法律事務所
所長 弁護士 南雲芳夫
弁護士 白石加代子
弁護士 塩谷真理絵
事務局長 長坂周
ほか事務局一同



至仏山頂から滑る
5月連休。スキーにシールをつけ尾瀬・鳩待峠から2時間の登りで至仏山頂に着く。見下ろす尾瀬ヶ原は一面の雪原だ。シールを外し、左に燧岳を見ながら、標高差700mの悪沢の大斜面(写真右上側の雪面)に飛び込む。(南雲)

2015年、今年は・・・

「仕事+山少々」

弁護士 南雲芳夫

ここ数年、原発やアスベスト関係の集団訴訟に関する弁護団活動の比率が高くなっている。弁護士を志した初心に沿う仕事であるので望むところといえるが、その反面、山に入る機会が減った。今年は、大きな事件が判決を迎えるなど山場に差し掛かるが、合間を見つけて「仕事+山少々」を追求しようと考えている。

「初心を忘れず」

弁護士 白石加代子

早いもので弁護士登録をしてから6年が経ちました。経験としてはまだまだですが、これまで様々な事件を担当させていただいたため、最近では初めて扱う種類の事件が少なくなりました。しかし、相談者の方のお気持ちやその背景もそれぞれ異なるため、同じ事件は二つとしてありません。常に初心を忘れず、相談者の方のお気持ちをくみ取れるよう、丁寧に話を聞き、真摯に事件に取り組むつもりでおります。今年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

「お一人お一人と向き合って」 弁護士 塩谷真理絵

弁護士登録をして4年が経ちました。私は、自分では感情的になりやすいと思っていますが、周囲の方には冷静だと思われることが多いようです。弁護士として、客観的に事件を把握しようと心がけるあまり、もしかしたら冷たい印象を与えてしまっていることもあるかもしれません。5年目は、もう少し心に余裕をもって、まずは人として、お一人お一人と丁寧に向き合っていきたいと考えております。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

新年の通常業務は1月6日（火）から行います。

首都圏建設アスベスト訴訟 第2陣訴訟提起

弁護士 塩谷 真理絵

2014年5月15日、建築現場で作業に従事し、石綿粉じんに曝露したことにより石綿関連疾患に罹患した東京、埼玉、千葉の患者ら115名が、国と石綿建材メーカーに対する損害賠償を求めて、東京地裁に第2陣訴訟を提起しました。

先行する第1陣訴訟は、2012年12月5日に東京地裁で判決が言い渡され、建設アスベスト訴訟として初めて国の責任が認められましたが、建材メーカーの責任はあと一歩のところで否定され、現在、東京高裁で係争中です。こうした中、現在も増え続ける建築現場でのアスベスト被害の実態を訴えるべく、第2陣訴訟の原告らが立ち上りました。

2014年9月12日に開かれた第2陣訴訟の第1回口頭弁論期日では、原告団を代表して、埼玉の原告の足立勝正さんが意見陳述をしました。私は、足立さんの意見陳述を陰ながらサポートさせていただきましたが、法廷で第2陣訴訟を提起した思いを強く訴えられた足立さんの姿に、改めて國のみならず建材メーカーの法的責任も明らかにしたいと決意を新たにしました。足立さんの意見陳述の概要を以下で紹介させていただきますので、ご覧ください。

2014年10月9日には、大阪泉州地域の紡織工場の元従業員らが国に対して損害賠償を求めた訴訟で最高裁判決が言い渡され、アスベスト被害についての國の責任が最高裁で初めて認められました。

また、建設アスベスト訴訟としては、東京地裁判決に続き、2014年11月7日の福岡地裁判決で、再びアスベスト被害を放置した國の責任が認められました。

私たち首都圏建設アスベスト訴訟弁護団は、こうした全国での闘いと連帶して、国と建材メーカーの法的責任を明らかにし、原告全員に対する誠意ある謝罪と賠償を勝ち取るべく、最後まで全力で闘い続けます。



第2陣提訴に向けて裁判所へ行進

第2陣訴訟への思い

首都圏建設アスベスト第2陣訴訟原告 足立勝正

私は、中学校を卒業してから50年以上ずっと左官として働いてきました。

私が経験してきた現場は、大きな建物が多く、新宿センタービル、日比谷国際ビル、東京都庁第一本庁舎、東京国際フォーラム、さいたまスーパーアリーナなど有名な建物の工事にも携わってきました。

工事の元請の会社では、地図に残る仕事をしようというスローガンが謳われていました。私は、左官の仕事が好きで、地図に残るような大きな建物の工事に携わることを誇りに思っていました。職人は、70歳を過ぎても、体が元気なら働くので、私もまだまだ働くと思っていました。

しかし、平成24年、69歳のときに、健康診断で肺ガンの疑いがあると言われました。病院で診てもらったところ、私の肺はアスベストを相当量吸い込んでしまっている状態で、肺ガンはアスベストが原因だと言われました。間もなく手術を受け、右肺の3分の2を摘出しました。手術後から息切れがひどくなり、階段の上り下りがつらくなりました。歩くのも遅くなり、左官の仕事もできなくなってしまいました。最近は、いつ肺ガンが再発してもおかしくないと言われて、また不安を感じています。

このような被害に遭っているのは、私だけではないと思います。建築関係の仕事をしてきた、たくさんの人が、アスベストが原因で、重い病気になり、苦しみ、亡くなっています。私は、もうこれ以上、私たちと同じように苦しむ人を増やしたくありません。そのために、この第2陣の裁判の原告になりました。

できることなら、国や企業には、元気だったころの私の体を返してください、と言いたいです。しかし、それはかなわない願いです。せめて、国や企業には、私たちの苦しみを理解して、私たちの被害を賠償してほしいです。そして、アスベストの被害に苦しむすべての人が裁判をしなくとも救済されるような、補償基金制度を創設してほしいです。



第2陣原告 足立勝正さん



曙ブレーキ被害訴訟原告団長 五月女行雄さん(写真中央)

曙ブレーキ訴訟、尋問にて原告らがアスベスト被害を訴える

弁護士 白石 加代子

曙ブレーキ工業株式会社は、世界的な自動車部品メーカーで、主に自動車用・鉄道用ブレーキの生産を行っています。1929年創立当時の「曙石綿工業所」という社名のとおり、石綿（アスベスト）を取り扱い、長年に亘りアスベストを使用していたにもかかわらず、近年まで従業員らに対してマスクの着用を義務づけるなどの措置を怠っていました。曙ブレーキが多くの従業員にアスベスト被害を及ぼしたことは想像に難くありません。しかし、曙ブレーキは、世界的な企業に至るまで支えていた従業員らのアスベスト被害について補償をすることはありませんでした。

曙ブレーキの法的責任を明らかにし、誠意ある謝罪と被害に見合った賠償の実現を求めて、元従業員とその遺族ら14名（提訴時8名死亡）が、2012年11月28日、さいたま地方裁判所に訴訟を提起しました。

訴訟提起から2年が経過し、既に13回の期日を終えました。昨年は当事者尋問の手続に入り、各原告がアスベスト被害の実態等を訴えました。原告団団長の五月女行雄さんは、曙ブレーキの元従業員であった妻について、「眠ることもできず、起き上がることもできなくなっていました。妻は、酸素吸入器を使わなければ呼吸をすることも困難な状態になっていき、会話をすることも難しくなっていました。」と述べ、妻が生き地獄だと話していましたことを涙ながらに訴えました。

私たち埼玉アスベスト被害弁護団は、こうした悲惨なアスベスト被害の実態を改めて重く受け止め、曙ブレーキの法的責任を明確にし、原告全員に対する誠意ある謝罪と賠償を勝ち取るべく、最後までたたかい続けます。

提訴から2年をむかえ

曙ブレーキアスベスト被害訴訟原告団長 五月女行雄

曙ブレーキ・アスベスト被害訴訟ではいつもたいへんお世話になり、心から御礼申し上げます。

けやき総合法律事務所の弁護士のみなさんには、今から二年ほど前に訴訟に踏み切るまでの間、相談会やアスベストの学習会、また被害者の実態について個々に訪問し聞き取りを調査するなど、献身的に対応していただき、お陰様で訴訟に踏み切ることができました。

裁判になってからも、弁護士さんから私たちが知らないことなどを丁寧に説明していただき、安心して裁判に臨むことができました。これまでの裁判の中で尋問やその対応についても具体的にアドバイスいただき、心強く思っています。誠にありがとうございます。これからも時間がかかると思いますが、説明やアドバイスなど変わらないご協力を心よりお願いいたします。

人権弁護士として

生業訴訟原告団長 中島 孝

審理の進行につれ、被告国・東電の頑迷な態度が崩されつつあります。

東電自身が、学会や個々の専門家の知見の上に過酷事故発生の予見を持っていました。それを国も把握していたこと。連続する戦後政治の根本にまでにメスを入れつつあります。

庶民がこの社会で生きるのは大変なこと。生活に追われ、冷静な思慮、判断を保持するのは至難です。弁護士とは、溺れる無数の人々に縄を投げ入れるひと。

裁判で毎回見せる南雲弁護士の熱血と、国を追い詰める論理の鋭さ、さらに弁護団・原告の潤滑油の働きまで。人権弁護士の本領をこれからも示し続けていただきたいと心から期待します。



裁判報告集会で原告団に訴える中島孝さん

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟 今年は「山場」から「終盤」へ

弁護士 南雲芳夫



4次提訴に向けて裁判所へ行進

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟は、原状回復（元の福島を返せ！）と放射線被ばくによる精神的慰謝料の支払い、そして、原発事故についての国と東電の法的な責任を明らかにすることを求めて、2013年3月に提訴された。原告は、福島県等の約4000名にのぼっており、毎回の法廷では、国と東電の責任をめぐって、緊迫したやり取りが交わされてきた。

いよいよ、1月からは、国と東電の責任論、そして損害論をめぐって、原告側申請の証人尋問が始まり、今年、山場となり、かつ終盤にむけての詰めの局面を迎えることとなる。

国土の荒廃をも意に介さない無責任な原発推進政策を断罪する判決を目指し、また、大飯原発の差止を認めた福井地裁判決に続くことを目指して、今年も、福島に通うこととなる。

学校アスベスト事件を提訴、公務外災害認定処分の取消を求めて

弁護士 白石加代子

埼玉県戸田市公立小学校の教員として勤務していた四條昇さんは、2007年5月1日に心膜中皮腫で亡くなられました。中皮腫は、アスベストに曝露しなければ罹患しない疾病であり、四條さんがアスベストに曝露した結果死亡したことには争いはありません。

四條さんのご遺族は、2009年3月に学校の階段天井裏に使用されていたアスベストが原因で死亡したとして公務災害認定を求めましたが、公務災害の認定申請、審査請求、再審査請求のすべてにおいて、四條さんの死亡が公務災害であるとは認定されませんでした。その理由は、四條さんが勤務していた小学校にアスベストが存在したことの証拠がないためというものです。

しかし、戸田市教職員組合の機関誌である「つつみね」、戸田市議会議事録、同僚や当時の小学生など関係者の証言、小学校建設当時のアスベストの使用状況など、アスベストの存在を強く推認させる事実が多くあります。

埼玉アスベスト弁護団は、四條さんの公務外災害認定処分を取り消させる裁判を2014年7月30日にさいたま地方裁判所に提起しました。同弁護団としては、四條さん個人のアスベスト被害の救済に努めるとともに、今後発生することが予想される学校アスベスト問題について取り組んでいきます。



弁護団とともにたたかう

学校アスベスト事件原告 四條延子

けやき法律事務所の弁護士の先生には、「学校アスベスト事件」として、2010年より今日まで大変お世話になっております。2014年7月30日に提訴する以前にも、ご多忙にも関わらず毎月一度の会議に献身的に関わっていただきました。本当に感謝しております。特に、南雲弁護士より折に触れての叱咤激励があったからこそ、これまでやってくることができました。

この裁判は、夫・四條昇個人の救済のみならず、今後増加する学校アスベスト被害の救済にとって重要な意義を持っています。

私は、この裁判を夫と一緒に戦っている思いです。早期に勝利し、いま流している悔し涙を、埼玉アスベスト弁護団の皆様とうれし涙にしたいと強く願っています。